

## 社会福祉法人 湘北福祉郷 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 湘北福祉郷（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員並びに評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (役員報酬)

第3条 当法人の役員等に対し、報酬等を支給しないものとする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

相模原市内	5,340円
その他	12,640円

#### (2) 監事が、監査を実施した場合及び監事監査に監事以外の役員等が出席し対応した場合の費用弁償

相模原市内	5,340円
その他	12,640円

### (改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

1. この規則は、令和4年5月1日から施行する。